

2025 年度 TPM 優秀商品賞 応募のご案内

本賞は、メンテナンス機器に関する新技術の開発と商品化を奨励し、
メンテナンス技術の進歩と普及を促進するために制定された審査・表彰制度です。
1983 年制定以来、2024 年までにのべ 184 商品が受賞しています。



公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
Japan Institute of Plant Maintenance

TPM 賞審査事務局

概 要

1. 目的

メンテナンス機器に関する新技術の開発とその商品化を奨励し、メンテナンス技術の進歩と普及を促進することを目的とします。

2. 賞の種類

TPM 優秀商品賞には、以下の 2 賞が設けられています。

■開発賞

本賞の目的に照らして優れた先行性・独創性を重視し、市場性の高さが実証される前の段階でも、開発・商品化が達成されていれば対象となります。独創性ある新技術には、実用化技術、すなわち原理は公知・既知であっても、従来実用化できなかったものを、優れたアイデア、新しいビジネスモデルや技術開発によって実現したものも含まれます。

■実効賞

本賞の目的に照らし、市場において優れた実績がありメンテナンスの高度化に寄与しているもので、使用上のノウハウが蓄積され、サービスも万全で、ユーザーがいつでも有効に使用でき、大きな実益をあげるものを対象とします。

3. 審査

学識経験者ならびに各界のユーザー代表により審査員会を編成、審査にあたります。

審査員会は、応募会社より提出された商品について第 1 次審査(書類審査 8, 9 月(場合によっては書面による追加説明をお願いすることがあります))を行い、そこで選出された商品について、第 2 次審査(現物審査 10 月)を行い、受賞商品を決定します。

応 募 要 綱

1. 応募資格

- ・日本国内で販売されるメンテナンス機器ならびにメンテナンスに関わるシステム、ソフトウェア、サービスの提供。
- ・過去に同一商品の受賞実績がないこと。

2. 応募申込み

本案内の応募申込書および審査書類に開発賞、実効賞どちらかを明記して、TPM 賞審査事務局へメールでお申し込みください。

◆申込み締切日:2025 年 7 月 14 日

(TPM 賞審査事務局必着)

3. 審査費用

審査費用は開発賞・実効賞ともに下記のとおりです

- ・第 1 次審査(書類審査(場合によっては追加説明を含む)):「応募 1 商品」につき

当会正会員・事業所会員 55,000 円(消費税込み)

一般 121,000 円(消費税込み)

- ・第 2 次審査(現物審査):「応募 1 商品」につき

当会正会員・事業所会員 121,000 円(消費税込み)

一般 121,000 円(消費税込み)

※第 1 次審査

応募申込書を受領次第、審査費用をご請求させていただきます。

※第 2 次審査

第 1 次審査に合格した場合、合格通知と一緒に審査費用をご請求させていただきます。

《注意事項》

- ① 応募申込書、審査用書類ともに、提出期限を過ぎたものは、審査対象となりません。期限を厳守してください。
- ② 提出された書類は返却いたしません。
- ③ 応募会社名、審査用書類の内容などは審査委員会外へは一切公開いたしません。審査に関する情報の秘密保持に関する詳細は末尾の「秘密保持規約」をご確認ください。
- ④ 工業所有権出願前の発明考案に関わる商品は、特許法 30 条第 3 項、実用新案法第 9 条第 1 項、商標法第 9

条第1項の保護が受けられます

- ⑤ 商品に関し企業秘密のため開示できない事項が多い場合、審査を行うことが難しいため審査対象外となる場合があります。

4. スケジュール

2025 年	7 月 14 日	応募締切
	8 月	第 1 次審査 書類確認
	9 月	第 1 次審査 追加説明 (場合による)
	10 月	第 1 次審査 結果通知
	11 月	第 2 次審査
	12 月	
2026 年	1 月	
	2 月	審査結果の発表
	3 月	TPM 賞表彰式

第 1 次審査(書類審査)

応募申込書提出後、所定の様式で「審査用書類」をご提出いただき、第 1 次審査(書類審査)を実施いたします。

1. 審査用書類の作成について

(1) 作成上の注意点

- ・用紙: 必ず所定の様式(別添)に則って作成してください。所定の様式でない場合は、再提出していただく場合もあります。
- ・開発賞と実効賞では、書類の内容が異なります。下記(2)および(3)を参照してください。
- ・いずれの賞も、①～⑨の各項目について順に記載してください。なお、項目名を明記してください。
- ・各項目とも字数・行数の制約はありませんが、各項目3枚以内としてください。
- ・必要な図表・図面・データ・帳票がある場合は、その部分に挿入してください。
- ・フォントサイズが小さく判読不能なことがないように注意してください。
- ・商品の動作状況を収めた動画を添付してください。
- ・商品カタログ・パンフレット等がある場合は添付をしてください。

(2) [開発賞]の記載項目

① 当該商品の技術的特徴

- ・開発した商品で採用されている技術の新規性とその効果等を性能・信頼性・操作性・保全性・安全性・経済性などの面から極力データを用いて具体的に記載

② 当該商品における開発の経緯

- ・開発の着眼点、目的、アイデアのポイント等
- ・開発に当たっての困難点とその克服方法等

③ 商品仕様

- ④価格もしくは予価
 - ・ 前提条件(本体のみ、セットなど)があれば明記
- ⑤工業所有権の有無
 - ・ 申請中の場合はその旨、すでに取得している場合はその種別・ナンバー・件名・登録時期を記載
- ⑥ 類似の目的を有した商品がある場合は、それとの比較と優位性(可能な限り5商品以上比較すること)
[技術的側面について]
 - ・ 商品の性能などの技術面について、極力比較の対象となる社名・商品名およびデータを用いて記載
 [経済的側面について]
 - ・ コストダウンを図ったなどの経済面について、極力比較の対象となる社名・商品名およびデータを用いて記載
- ⑦当該商品の今後について
 - ・ 見直すべき点、改良すべき点、あるいは拡張すべき機能など、今後の計画について

(3)[実効賞]の記載項目

- ①当該商品の特徴
 - ・ 商品の特徴, 独自性, およびユーザーのメリットなどを、性能・信頼性・操作性・保全性・安全性・経済性などの面から極力データを用いて具体的に記載
- ②商品仕様
- ③価格
 - ・ 前提条件(本体のみ、セットなど)があれば明記
- ④工業所有権の有無
 - ・ 申請中の場合はその旨、すでに取得している場合はその種別、ナンバー、件名、登録時期を記載
- ⑤これまでの納入実績
 - ・ これまで納入した分野・業種・設備等についての実績、業界におけるシェアなど具体的に記載(過去3年を目安)
例、20xx 年発売以降、納入実績約〇件以上。
 - ・ 納入実績に基づいたノウハウの蓄積状況と行った改良などを記載
- ⑥ 類似の目的を有した商品がある場合はそれとの比較と優位性(可能な限り5商品以上比較すること)
[技術的側面について]
 - ・ 商品の性能などの技術面について、極力比較の対象となる社名・商品名およびデータを用いて記載
 [経済的側面について]
 - ・ コストダウンを図ったなどの経済面について極力、比較の対象となる社名・商品名およびデータを用いて記載
- ⑦顧客サービス体制
 - ・ 導入・運用サポート、メンテナンスサービス等について
- ⑧当該商品の今後について
 - ・ 見直すべき点、改良すべき点、あるいは拡張すべき機能など、今後の計画について

2. 提出

- ・ メールにて電子データの提出をお願いします。

提出物一覧

- (1)応募申込書
- (2)審査用書類
- (3)商品の動作状況を収めた動画
- (4)カタログやパンフレット等(ある場合のみ)

3. 書類提出期限

2025 年 7 月 14 日 TPM 賞審査事務局必着

4. その他

必要に応じて追加資料のご提出や、不明な点を問い合わせさせていただく場合があります。

第 1 次審査(追加説明)

第 1 次審査(書類確認)をふまえ、TPM 賞審査事務局から応募企業に対し追加で確認したい事項がある場合、メールにて質問事項をお送りすることがあります。メール記載の期限までに回答をお願いいたします。

第2次審査(現物審査)

・実施方法

第1次審査(書類審査)で選出された商品について、当会指定の場所に商品をお持ちいただき、応募企業と審査員の立会のもとで、審査を実施します。日程についてはその際に調整させていただきます。

※社会的状況により審査方法をウェブ会議システムを用いての審査等へ変更する場合があります。

・実施概要

第1次審査書類をもとに、第2次審査用のプレゼンテーション資料の作成をお願いします。プレゼンテーション資料での説明後、商品の動作状況を確認いたします。その後質疑応答を実施させていただきます。

(1)資料の説明+商品の動作状況 25分

(2)質疑応答 15分

発表・表彰

審査の結果は、**2026年2月初旬**に開催するTPM賞委員会で決定し、文書で通知いたします。

また、TPM優秀商品賞に選ばれた商品は、**2026年3月中旬**に開催する「TPM賞表彰式」において、表彰いたします。

あわせて、受賞商品は、当会のホームページ・大会・イベント等において広報させていただきます。なおその際は事前にご連絡させていただきます。

広報例、当会ウェブページ プラントエンジニアデジタルに無料でバナー広告掲載、商品紹介記事掲載

応募申込み・問い合わせ先

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会 TPM賞審査事務局

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-3 神保町SFⅢビル5階

tel.(03)6865-6081 fax.(03)6865-6082 E-mail shinsa@jipm.or.jp

参考:

2024年度TPM優秀商品賞 受賞商品一覧

部 門	商品名	会社名
開発賞	トクヤマーtoorPIA 予知システム(TOKUYAMAーtoorPIA Predictive System): T-APS	株式会社トクヤマ 徳山製造所
	ParaRecolectar	株式会社名張ホールディングス
実効賞	LIPE LOSS TEMPLATE	東洋ビジネスエンジニアリング(タイランド)株式会社 本社

TPM 優秀商品賞 受賞商品 広報活動(例)

- ・2019 年度設備管理全国大会 パネル展示
(会場:大田区産業プラザ PIO)



- ・2019 年度 TPM 賞(国内)表彰式 パネル展示
(会場:東京コンファレンスセンター・品川)



秘密保持規約

公益社団法人日本プラントメンテナンス協会（以下「JIPM」）と TPM 優秀商品賞の審査（以下「本審査」）を受ける者とは、本審査の実施に関し、相手方から提供される情報の秘密保持につき以下の規約に従う。

第 1 条〔定義〕

1. 「秘密情報」とは、口頭、書面、電子的・光学的手段等の種類、媒体を問わず、本審査の実施に関して、相手方から開示される技術上又は営業上の一切の情報（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定める「営業秘密」を含む。）のうち、相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を意味する。但し、次に該当するものは含まれない。
 - ① 開示する時に、既に公知となっている情報
 - ② 開示する時に、相手方が既に適法に入手、所有していた情報
 - ③ 開示した後で、相手方の責に帰しえない理由で公知になった情報
 - ④ 開示した後で、相手方が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手した情報
 - ⑤ 法令により開示することが義務づけられた情報
 - ⑥ 正当な権限を有する第三者（監督官庁を含むがこれに限られない。）から開示を要求された情報
2. 審査用書類は、前項にかかわらず、秘密情報とする。

第 2 条〔秘密保持〕

1. 相手方の署名による事前の承諾を得た場合を除き、本審査実施以外の目的に秘密情報を使用してはならず、又、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 本審査に関し相手方から開示される又は相手方から知り得た「個人情報」を厳密に管理し、本審査遂行以外の目的に使用してはならず、又、第三者に開示又は漏洩してはならない。「個人情報」とは、審査員の個人情報その他個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にいう個人情報を意味する。
3. 秘密情報を開示する合理的な必要がある場合、当該情報を知る必要のある自己の役員、従業員（JIPM が本審査の一部を委託する審査員等の第三者を含む。以下本条において同じ。）のみに当該秘密情報を開示するものとし、当該情報の開示を受けた役員、従業員に対して、本規約に基づき課される義務と同等の義務を課す。

第 3 条〔返還〕

本審査が終了したときは、審査用書類を除き、秘密情報を含む有形の諸資料（複製物を含む。）のうち、相手方が指定するものについては、その指示に従い返却又は廃棄等の処置をとる。秘密情報を含む無形の諸資料（バックアップデータを含む。）については、相手方の指示に従い速やかに当該諸資料を完全に消去するものとする。